

「黒い雨」訴訟 広島高裁判決(2021・7・14)

内部被爆も認める

「たとえ黒い雨にうたれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり・・・付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被爆を受けた可能性があるものであったこと」が被爆者として認定されるべき。

⑤